



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シンポジウム報告者に対するコメント・討論(1998年度秋季大会シンポジウム「新農業基本法における地域・環境政策と北海道農業の進路-畑作及び酪農の活性化方策を中心にして-」)
Author(s)	三島, 徳三; 伊藤, 繁
Citation	北海道農業経済研究, 8(2), 41-64
Issue Date	2000-02-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63241
Type	journal article
File Information	KJ00009065031.pdf



シンポジウム報告者に対するコメント・討論

I. コメンターからのコメント

[生源寺報告、荒木報告に対するコメント]

三島 徳三 (北海道大学)

コメントに入る前に、先日アメリカ中西部の農業を視察する機会がありましたので、その感想をまず述べて、今日のシンポジウムのテーマの位置づけについて触れたいと思います。

私どものアメリカ中西部、コーンベルト地帯の視察の目的は二つありまして、一つは遺伝子組み換え作物がアメリカのコーンベルト地帯でどのように普及しているかということ、それから96年の農業法によって不足払い制度と減反政策が廃止されて直接支払方式が過渡的に導入されたわけですが、それがアメリカの穀作大経営にどういう影響を与えているのかの二点です。第一点の遺伝子組み換え作物のことですが、モンサント社が開発した除草剤耐性大豆は既に本年度のアメリカの大豆作付の50%に達しています。同じモンサントの開発した害虫抵抗性のトウモロコシ、いわゆるB Tコーンは25%を占めています。前者の遺伝子仕組み換え大豆は、大豆を播種して生育した後に除草剤を散布しても大豆自体が枯れないものですから、大豆の収量が上がり、収穫期には

雑草が邪魔しないため品質の良い大豆が穫れるということで、非常な勢いで農家に広がっています。後者のB Tコーンにつきましては、それを食べると虫が死んでしまう。従って殺虫剤を散布する必要もなく、収穫物が非常にきれいに穫れます。農家、生産者の側から見て非常にメリットがあるものですから、猛烈な勢いで広がっておりまして、2,3年中にはアメリカの大豆、トウモロコシの7～8割は占めるだろうと思います。

そういう状況の中で、日本では、安全性の観点あるいは自然生態系の保全という観点から、遺伝子組み換え作物に対する拒否反応が非常に強い。現在日本は大豆の自給率は3%程度、しかも輸入の7割はアメリカから輸入しているわけです。それからトウモロコシにつきましては、飼料用についてはほぼ100%が輸入で、その8割はアメリカから輸入しています。日本の畜産はアメリカからのトウモロコシによって成り立っているわけです。従いまして、遺伝子組み換えの大豆やトウモロコシが嫌だというのは、それを国内で生産していかざるを得ません。大豆については豆腐用や納豆用に国産大豆振興の動きがありますけれども、飼料用のトウモロコシについては、日本では生産が実際上不可能で、トウモロコシに替わる国内に飼料基盤を持つ畜産を構築していかなければなら

ないという状況にあります。その場合、今日の荒木さんの草地型酪農の発展条件、あるいは今後の可能性という問題を設定したことは非常にタイムリーであって意義があるのではないかと思います。日本では現在、エサ米を活用した小家畜の生産、残飯を利用した養豚、アイガモ農法、放牧養豚といった取り組みがあります。酪農では、北海道の草地型酪農が国内に飼料基盤を置いた酪農として今後ますます重要になってくるのではないかと思います。これが今日のシンポジウムのテーマとの関連で言いたいことの第一点です。

もう一点のアメリカの視察目的であります 96 年農業法の施行の中でアメリカの穀作大経営はどのようなになっているのかということの絡みで、価格所得政策について少し述べさせていただきたいと思います。96 年に農業法が施行された直後は、トウモロコシや大豆の価格は非常に高かったわけで、アメリカの農家は潤っていました。去年はトウモロコシも大豆も価格が大きく下がりました。これは、減反を廃止したことによる生産増とアメリカの重要な輸出先であるアジアが経済危機によって需要が大きくダウンしたということが、要因となっています。私は 1,200ha の大豆とトウモロコシの農家を視察しましたが、粗収入は 100 万ドルです。しかし経費も 100 万ドルです。本来収入はもっと高い額を予定していたのですが、トウモロコシと大豆価格の低落によって経費を償うのが精一杯であって、所得部分がないわけです。その農家は日本円で 700 万円ぐらいの直接支払い、Direct Payment を受けており、それによってようやく経営を維持しているわけです。

アメリカの農業政策においては、不足払いは廃止されましたけれども、依然として農産物を担保とする融資制度が一種の価格支持政策として残っているわけです。これが今アメリカの農業をかうじて支えている条件になっています。加えて直接支払いは 7 年間の経過的な措置でありますけれ

ども、これによってなんとか所得確保をしているわけです。また、土壌流亡が進んだ農地や湿地帯の土地を維持するために環境対策費が出されています。このように価格支持・直接所得補償に加えて環境対策費というものが、現在のアメリカ農業を支えている政策体系ではないかと思います。

こうした認識のもとに、まず生源寺さんの報告と荒木さんの報告に限ってコメントをさせていただき、松木さんの報告につきましてはこの後の伊藤さんのコメントに譲りたいと思います。

まず、食料・農業・農村基本問題調査会の専門委員でもある生源寺さんの報告は、さすがに迫力があり、また北海道に対する思いやりというか期待というかそういうものがこもった報告として拝聴いたしました。基本問題調査会の中では条件不利地域について直接支払いを検討していますが、北海道がその対象とならないかということで、生源寺さんは条件不利地域を類型化しているわけです。大変傾聴に値する内容であります。北海道をいわゆるバイオケミカル的な生産条件が不利でかつ兼業アクセスが不利だということで、タイプ 2 の条件不利地域にするということについては、例示されました道東の草地型酪農地域についてはなんとなく分かるような気がするのですが、北海道の畑作の中心地帯である十勝や網走が、てんさいや馬鈴薯あるいは豆類の生産において、バイオケミカル的な点で条件が不利なのだろうかということには疑問が残ります。石狩川流域の稲作もバイオケミカル的な点で、例えば収量における不利が実際にあるのかということと必ずしもそうではありません。むしろ北海道農業は、矢島先生や、川村先生が言っておりました相対的有利性の原理のもとに適地適作の農業経営を作ってきたのではないかと思います。そういう点では、一つは条件不利地域という概念で北海道の中核農業地帯を規定するということについては、少しなじまないのではないかという感じを率直に言って持っておりま

す。これが第一点です。

第二点は環境対策のことです。生源寺さんはWTOの農業協定の緑の政策である環境対策を、収益ないしは所得の面から見た経営と家計の持続可能性を支える役割を果たすことを含めて導入する必要性を述べられています。環境保全型農業を進めていく必要性は言うまでもないことですが、その場合、環境基準を満たす農家に対して追加的にかかった費用、コストに対して公的負担をしていくわけです。その明瞭な環境基準というのは具体的にどのようにイメージすればよいのか。例えば北海道の石狩川流域の稲作においてはどのような農業が環境保全型農業なのか、あるいは十勝の畑作においてはどうか。酪農についてはふん尿による汚染というものがないような農業が環境保全型農業ということはイメージできますが。一般に環境保全型という場合、農薬や化学肥料を減らすという形で言われておりますけれども、しかしこれは全国的な課題であって、地域が限定されるような形の環境保全型農業とは性格を異にしているのではないかと思います。その辺の基準についてもう少し具体的に教えていただきたいと思います。

それから第三に、結びのところで地域環境政策の位置づけは政策体系の中では一つのパーシャルな政策であるとし、品目別の価格政策や所得確保政策の必要性も示唆されております。ところで、価格政策については市場原理をいっそう導入するという基調が政策の中にあるわけでありまして、最近の議論の中では直接所得補償や収入保険制度などいろいろな形で経営を安定させていくという方向が強まっているわけです。そういう点で経営安定政策あるいは農業経営政策の一貫として地域環境政策を考える場合、その位置づけについてもう少し教えていただけないかということです。もっとはっきり言えば、所得を確保する場合、環境対策やあるいは地域対策がどの程度の比

重を占めるものなのかということについて私見を述べていただければありがたいと思います。

次に荒木さんの報告に関わって、三つばかりお聞かせ願いたいと思います。

一つは「家畜稼働生産性」という概念ですが、要するに家畜が自ら動いて草を食べて排泄をするという能力をもっと活用すべきではないかということです。しかし、生産性という概念はあくまでも労働生産性というものを基本に置かなくてはならないものであって、「家畜稼働生産性」を高めるような経営と、現在主流である濃厚飼料多給によるいわゆる家畜生産性の向上による経営と、労働生産性という視点から比較検討してみることが必要だと思います。すなわち1時間当たりどれだけの牛乳生産を行ったのかという尺度からこの二つのタイプの経営を比較してみる、また、ニュージーランド等とも比較してみるというような作業が今後必要ではないだろうかと感じました。

それから、二つ目でありますけれども、集約放牧型の酪農経営が全道各地に展開しているということをお伺いいたしましたが、一方で粗放型のマイペース酪農というものがあり、また今日報告されたように集約放牧型の酪農経営というものがこれまでの濃厚飼料依存型の酪農経営に替わるものとしてクローズアップされているわけですが、いずれにしても生乳生産力の点では落ちるわけです。生乳生産力が落ちるとことは酪農家の数をもっと増やしていかないことには現在の乳量水準を維持できないということになります。これからは粗放的な経営を主体にして、生産力が落ちてもいいという議論がないわけではないですが、一方で国民的な課題として食料自給率を上げることがあるわけであって、そういう食料自給率、具体的には牛乳・乳製品の自給率を上げる場合、今日ご紹介のあったような集約放牧型のような経営を増やしていく具体的な方策が同時に示されなくてはならないと思います。その点について

何かお考えがあればお教えいただきたいと思います。

それから、三点目は最後のところで述べられておりますニュージーランドのタスマン農業会社をモデルとしたようなリース農場の提唱に関してであります。ここでお聞きしたいのは、北海道農業開発公社ないしは酪農地帯の農協の連合組織が離農跡地等を取得して、リース農場を作っていくという考え方には賛成なのですが、その場合に検討されるべきことは、いわゆる基本法の論議の中で問題になった株式会社の農業参入をどう見るのかという点です。現在の農業開発公社や農協の連合会がそのままの形でリース農場を作っていくということには限界があって、何らかの形の株式会社が必要になってくるのではないかと思います。それについて荒木さんは遠慮深くおっしゃっていましたが、おそらくニュージーランドの例は株式会社によるものだと思いますので、もう少し率直な意見を出していただければありがたいと思っています。

最後に、これから述べることは座長から見た場合困ったことになるかもしれませんが、あえて議論を活発にするために申し上げます。座長の解題では、いわゆる地域政策や環境政策について、財政負担の増大に伴う農産物の国際的な価格抑制の流れの中で打ち出された新たな政策が必要であるという位置づけをしております。しかし、歴史的に見た場合、条件不利地対策というものはECで1975年に始まっておりまして、これは、価格支持政策はもっと縮小しなければ駄目だという条件の下で作られたものではないわけです。あくまでも山岳地域等の生活条件の厳しい地帯において条件不利地対策を提示したわけです。それから環境政策につきましても、最初に導入されたのはアメリカでもECでも1985年で、ウルグアイ・ラウンドの開始以前でありまして、その頃から土壌の流亡を防止する、あるいは地下水が汚染されてい

るということに対して手を打たなくてはならないという客観情勢のもとで環境政策が出されてきたわけです。財政負担が多い、あるいは国際的に農産物が過剰だから価格水準を縮小あるいは後退していくということは、まさに1986年のウルグアイ・ラウンドの開始以降出てきたことであって、少し座長の問題の提起の仕方は違うのではないかという印象を持っているわけです。

挑発的なことをもう一つ言わせていただきますと、価格政策における市場原理の導入ということについて、これはWTO協定の基調であり新農業基本法の基調なので、どうしようもないことなのだというような前提の下で議論しがちでありますけれども、しかしながら市場原理の導入ということは、一つは商品の流れにおいてあると同時に、資本の国際間の移動という中にもあるわけです。特に変動相場制以降の国際的な資本の移動という点では、単に経済的なFundamentalismだけではなく、いわゆるキャピタルゲインを求めた資本移動が主流になっておりまして、これは昨年のアジアの通貨危機それから今年の夏のロシアの経済危機において、いわゆるヘッジファンドと言われる短期資本がその国々から流出したことが契機となっていることを見ても明らかです。しかし、そのような国際的な資本移動によって国際通貨レートは大きく変動するわけです。価格政策における市場原理の導入という前提には、内外価格差が広がっているため、例えば国内の加工メーカーにとっては不利益なのでもっと国際的な価格の変化を反映するような仕組みを作る必要があるという理屈があります。しかしながら、そうした内外価格差は今言いましたように国際間の投機資本の動きによってかなり激変しています。したがって、市場原理に任せて農業政策を行っていった良いのだろうかという根本的な問題を考えておく必要があると思います。とかく農業経済学会というものは、WTOや日本農政の動きを前提にした上でそれにどう

コミットメントしていくのかという視点から研究がなされる傾向があります。しかしながら10年、20年後を考えながら研究していくことが必要であって、価格政策における市場原理の導入ということを前提とした上で、新たな所得政策や地域環境政策を考えるという点については納得しかねるということを申し上げて終わらせていただきます。

[生源寺報告、松木報告に対するコメント]

伊藤 繁（帯広畜産大学）

私は役割分担として、生源寺さんの報告と松木さんの報告を中心にコメントさせていただきます。まず、生源寺さんの報告ですが、新農基法の地域環境政策の背後にある理論的なところを生源寺さんなりに解き明かしていただいたという意味で、非常に参考になりました。その点で敬意を表したいと思います。新農基法を適用するに当たりまして、先ほどのような報告を聞きますと、地域の側から見て何をしなければいけないのかということが当然問題になってくるだろうと思います。そういうことから第一点を質問したいわけです。それは政策を適用するにあたってのアクションプログラムにも関わる条件不利地域の概念上の問題であります。先ほど三島さんから条件不利地域とは言っても、相対的優位性があるというお話がありました。実は生源寺さんの条件不利地域の概念の中では比較優位があるというのは認めているわけです。この点は今日の報告だけでは分からないだろうと思いますが、私もその点を疑問に思いまして、生源寺さんが書かれました「現代農業政策の経済分析」という本を勉強させていただきましたが、その中でははっきりと明記してあります。比較優位はあるけれども、それ以外の条件から条件不利地域とするという見方で、それは多面的な概念です。生源寺さんから後で補足説明をしていただけると有り難いのですが、私のコメントにも関わります

ので若干不正確かもしれませんが触れさせていただきます。

一つは経済的な側面で生産関数の形状が違いうことで、特に土地と労働との代替のレンジが極めて限られているという点です（具体的に図で説明）。これが、経済的意味での条件不利地域の条件の一つであります。もう一つは、一般的に農業経営は家族経営で、土地も労働力も資本も主に自己雇用で行っています。自己雇用部門というのは古くからの農業経済論でいう沈下固定的な面がありまして、そこではなかなか利潤極大化条件を満たしにくいということがあります。どの農家でも多かれ少なかれそういう要素は持っているわけですが、条件不利地域といわれるところではそれがより厳しいということだと思います。この二つが経済的な面から見た条件不利地域です。それから社会的な面から見た場合には、コミュニティとしての存立可能性、あまりにそれが減りすぎると農業を支える生活ができないという面です。

それから三点目には、構造的という表現を使っていますが、土地取引において、例えば担保がかかるということがありますとしからざる場合よりも高地価が形成されやすく、そういうことから条件不利地域というものを規定しているわけです。このように非常に多面的に見ている概念であるわけですが、実際にそれを地域の側から見て条件不利地域の選定をしていく作業にあたる場合に、このように多面的であるが故にいろいろな指標が必要になってくるとは思います。そういう指標についてどういうことが考えられるのか、もう少し説明していただきたいと思います。

それからアクションプログラムに関する第二の点として、やはり直接所得補償という言葉聞きますと、一体それをどんな形とするのかというのが当然問題になるだろうと思います。対象をどうするのか、地域で見るのかあるいは経営者単位で

見るのか、あるいは対象作物をどうするのかというような問題、あるいは補償水準ないしはその補償水準を決めるための判定基準、あるいは補償期間（ヨーロッパでも時限的）といった問題があります。そういうところでどういうことを考えなければならないのかということについてお聞きしたいと思います。特に、先ほどのBC条件、不利地域ということに関しまして、固定支払いということになりますと、農家単位にしても特定の作物あるいは農家の農業所得全体に対する場合にしても、一定額ということになるだろうと思います。生源寺さんも報告の中で触れていますけれども、条件不利地域というのは非常に生産の不確実性の高い地域です。そうしますと、所得の不安定性、つまりリスクの問題であります。生産のリスクに関しては現在畑作物共済というものがありますが、これは収量に対する補償であります。今回の政策が実際に施行されて市場経済の導入ということになりますと、特に畑作物の場合には全てが国際商品でありますから、国際市場の相場、つまりシカゴ相場にさらされるという宿命にあります。そういうことから見てもマーケットリスクはさらに大きくなるわけで、その場合にはアメリカでとられているような収入保険的な対応をすることもありうるのではないかと思います。ですから地域によっては、固定支払いだけで十分かという問題があります。

以上が実際に新農基法を適用する場合の問題ですが、あと二点指摘しておきたいと思います。大きな点では二点目ですが、新農基法で価格支持水準を次第に下げて市場価格の水準に近づけていき、そして今度は逆に直接所得補償のウェイトを高めていくということになるだろうと思いますが、そういう移行過程がいつから施行できるのか、現在の北海道農業というのが移行可能な条件を持っているのだろうかという点であります。私はこういう政策が大きく変わる時期には、生産要素のモビ

リティーが十分高い状態というのが、いろいろと経営を工夫するときの前提条件だと思います。その点に関して二つあるわけですが、一つは確かに例えば根釧にしても十勝にしても大規模農業としての比較優位はあるわけですが、比較優位を制約する要因もあるわけです。この点は荒木さんの報告がみごとにそれを示していただいたと思っているわけですが、集約放牧という非常に高い技術を導入しようとしても、結局は耕地の分散性があってそれがなかなかうまくいかないわけです。つまり、比較優位を存分に発揮できる条件にないということだと思います（具体的に図で説明）。比較優位の程度を徹底的に生かす動きを妨げる要因、これが荒木さんにまさに指摘していただいたことであると思いますが、こういうことが解決されないと条件不利地域の農業の進み方にはやはり制約があるということだろうと思います。

それから、これは特に私が興味を持っています畑作についての話で、事例としてお話ししたいわけですが、畑作農業における要素結合のばらつきというものがここ10年間くらいかなり広がってきているということです。そのために少し数字を示します。私が畑作地帯で定点観測している地域があるのですが、その農家数は現在約150戸くらいあります。1960年の段階では300戸くらいあったのですけれども、それが離農しまして現在150戸になっているわけです。その150戸の農家の1960年以降の規模の変化をずっと追いかけているわけですが、そのデータを使いましてその農家の作付規模のばらつきを示す変動係数をとってみました。1960年の段階では32%でした。それが1975年の段階では26%くらいにまで減りました。これはもちろんこの間に離農が進みまして、離農跡地が経営規模の小さい農家を買われていき、規模のばらつきが小さくなったという動きを示しているわけですが、これが1995年になると35%に逆に拡大しています。つまりこの間で農家の規

模分布が収斂したものが、現在またさらに拡大しているわけです。高度経済成長の地域的な波及のスタートラインが1960年くらいですが、今の水準はこの水準よりもさらに上回って規模の分布が非常に広がっているわけです。基本的には大規模化しているわけですが、小規模化しているところもありまして、広範に経営規模（賃貸借も含む）が拡散してきているわけです。それに対して機械設備というのはそんなに農家間のばらつきがありません。結局この間に個別所有化が進みまして、だいたい標準的な持ち方はしているわけです。規模が一方でそのようにばらついてくるということになりますと、要素結合が当然ばらつかざるを得ないわけです。つまり農家間で要素に過不足がありまして、その点は先ほど生源寺さんが指摘されました条件不利地域の経済的な条件の二つ目、家族経営の利潤極大化条件が要素がちぐはぐとしてなかなか達成されにくいという点にまさに関わってくるわけです。現在もそういう状態ですから、これを克服するためには要素結合が適正な比率、現在の市場条件、これは生産市場も生産要素市場も両方合わせて適正な方向へ調整されなければならないわけです。

大きな点では三点目ですけれども、環境保全に関わる話ですが、費用負担の原則の話は分かりましたが、環境保全の基本方針についてもう少し聞かせていただきたいと思います。環境保全型農業というのは21世紀にかけてわれわれが解決しなければならない長期的な問題だろうと思います。その時に、環境保全型農業を達成し得るような技術開発という面で政策的に何かしうる面はないのだろうかということです。環境保全型農業というものは一般的に言いますと個別地域的な面があると思いますので、そこで開発された技術の需要は極めて限られていると思います。開発コストが高くなると、民間の企業が参入する動きは乏しくなります。そうなりますと公的機関で開発しな

ければならず、それはまさに開発政策で必要な要件ではないかと考えます。以上が生源寺さんに対するコメントであります。

次に松木さんの報告であります。松木さんは生産力的な側面から輪作が極めて短期化していることを明らかにしまして、畑作において環境保全的に生産力を維持するという意味での長期的な飼料、休閒緑肥を考慮した輪作体系の必要性を主張しているわけです。私も畑作に関してやはり輪作が大きなポイントであろうと思います。むしろ松木さんにさらにお聞きしたいのは、長期的な輪作を可能にするような条件というのは何があるのだろうかということです。結論的には大賛成ですが、条件づくりまでもう一步踏み込んでお話をさせていただきたくと思います。先ほどの報告の中で、例えば大豆が作られようとしていてもコンバインのコストが高いのでなかなかやろうとしないということを言われまじけれども、それだけで終わらずにもう少し突っ込んだ話をお聞きしたいわけです。荒木さんの報告で家畜に働かせて労働生産性を下げるということがありましたが、これを畑作に当てはめると植物を上手く働かせるということになり、豆類で窒素固定をさせて輪作をうまくやっていくということもその一つで、そういう点でも豆作をうまく取り入れるということはぜひとも必要なことであろうと思います。ただ大豆の場合にはコンバイン収穫という収穫段階の問題だけでなく、収量の水準がそもそも低いということがあります。十勝についての生産費調査を見ますと、大豆の収量のいいときはそれほど収益性は悪くありませんが、それが頻繁にあるわけではなく、平年作では収量は低く、収量の不安定性が非常に大きいという点で問題があります。しかしアメリカの大豆に安全性の点で問題があるとすれば、国内の大豆に対する需要はさらに高まるはずで、それから現在でも小麦と違いまして大豆の場合には国産の大豆に対する実需者の需要はあります。で

すからそういう点から見ると、大豆、あるいは豆類を輪作に取り込むということは不可欠であろうと思います。それから実際にコンバインを高いとはいえ購入している農家も何軒かあるわけで、こういう農家の経営を分析して長期的な問題に対する見通しを示していただきたかったわけです。

それからコメントの第二点は、松木さんの議論が生産力的なところに限っておりますので、ないものねだりになるかもしれませんが、畑作における直接所得補償を適用した場合どんなことが考えられるかということです。畑作は確かに品目別にはばらばらの価格政策が続いてきまして、それが輪作体系を短期化、特定作物化した一つの理由のようにおっしゃっていましたが、確かにそういう面はありますが、価格水準の上げ方あるいは下げ方は基本的にはいずれもパリティであるということです。品目によって市場条件、技術進歩の仕方が違うにもかかわらず、パリティで一律に上げてきたことに問題があると思います。おそらく直接所得補償という場合にも品目別の対応をせざるを得ないだろうと思います。しかし、目先の需要条件に対応すると輪作体系はまさしく崩れてしまいますから、長期的な個々の品目の需給事情に合わせた対応が必要になっていくのではないかと思います。松木さんの報告に対するコメントは以上です。

最後に、先ほど三島さんは最後に座長を挑発いたしましたけれども、私は報告者同士を挑発してみたいと思います。生源寺さんの報告に対して松木さんや荒木さんはどのように考えるのかという点であります。それぞれの分野、畑作、酪農という分野から見て条件不利地域での所得補償のあり方、あるいは環境政策の費用負担問題について率直な感想をお聞かせ願えればと思います。以上で私のコメントを終わります。

Ⅱ．討論

【吉田座長】コメントが、報告者、座長の方にも来ておりますけれども、座長の方のコメントに対しては総合討論に入る前に答えさせていただいた方がよいだろうと思っておりますので、よろしくお願い致します。それでは早速、第一コメントの三島先生からのコメントについて主として第一報告の生源寺さん、それから第三報告の荒木さんという形になっておりますので、まず、第一報告の生源寺さんの方からお答え願いたいと思います。

【生源寺】伊藤先生と三島先生で重なっているところもあるように思いますので、お二方のコメントに対していっしょにお答えしたいと思います。ただ、あらかじめお詫び申し上げた方がいいと思いますが、全部を網羅的にお答えすることはできないのではないかと思います。、少し落ちることがあるかもしれません。

三島先生からの最初のコメントで、要は条件不利地域をどう考えたらよいのかという論点がありました。道東、道北あたりを念頭にというお話でしたが、これは伊藤先生の条件不利地域をどう捉えるかという問題と共通しますので、まとめて私の考え方を申し上げさせていただきたいと思います。座長へのコメントがあった点につきましても、これからの私の答えともある程度共通する問題だと思います。そこで最初の、地域政策、環境政策が農産物価格の抑制と裏腹なものとして出てきているというご指摘ですけれども、私もそれはそうだろうと思っております。その点では、三島コメントと共通の認識を持っております。ただ、ほんらい裏腹とされているふたつの政策は別次元のものとみるべきだと思うのです。日本ではたまたま両者が一緒の時期に出てきているということがあるわけで、結果的に所得という観点から環境政策なり地域政策も視野に入れなければならないわけ

です。しかし、基本は農業政策の目標自体が非常に多元化しておりまして、それに見合った政策をそれぞれセットしていくという大きな流れの中で出てきている。極端に言いますと、今までは全てを価格政策の中に流し込んですませていたわけですが、そうはいかなくなっている。その点で、例えば環境政策について確かに所得支持効果があるということで、その点は賛成であるという三島先生のご発言でありました。ただ、あえて一つ付け加えますと、おそらく条件不利地域政策の場合はプラスの機能に対して何らかの見返りを支払うというスタンスだと思いますけれども、農業環境政策の方はマイナスのものの除去に要した費用に対する支払いということになり、減ったものをもとに戻すということですから、補償という言い方をすべきかと思っております。その点は少し区別しておいた方がいい。問題は明瞭な基準として何が考えられるかです。特に、北海道農業に直接適用できるアイデアがあるわけではないのですけれども、二つのケースが参考になると思います。一つは水質のように比較的単純なインジケータで測定できるものについて、ある基準値以下に押さえることです。その基準値を達成するためにどういう経営が望ましいかということになりますと、おそらく次の第二の考え方ということになる。そこで第二の参考になる考え方というのは、一つの経営のあり方トータルを従来型の農法から別の農法に変えていく、そのシフトについてそれぞれの経営あるいは地域について処方箋を出していく。パッケージ型の環境保全型農業と言いますか、このモデルにはE S A（イギリス）があるわけですが、それぞれの農家ごとに例えばこの作付の比率が望ましいとし、それを受け入れることに對して失われる所得を補償するというやり方があります。これはかなり行政コストのかかるものだと思いますが、北海道の畑作のように比較的経営の粒のそろった場合には、一つの考え方としてあ

り得る。この場合改良普及センターなどの技術的な知見なり、力が問われることにもなるかもしれません。

経営政策としての環境政策ということのイメージがよく分からないというお話がありました。この点に関連しまして、調査会答申の一部を紹介したいと思います。これは、環境政策についてではないのですけれども、意欲ある担い手に対する所得確保対策の導入のところに、「農産物の価格変動に対応して個々の品目ごとではなく、農業経営単位での所得を確保するための対策を導入することについては、品目別の価格政策の見直しや、所得確保対策の導入の状況を踏まえつつ検討していくべきである」というくだりがあります。これは農業部会長が明言しておりますけれども、この方向での検討に際して念頭にあるのは北海道の畑作地帯であります。つまり単品ではなく、ローテーションという形で生産が行われている場合には品目ごとの、例えば小麦なら小麦の所得確保対策というタイプの政策だけでは完結しないということです。当面は単品ごとの政策が導入されていくとしても、その後には経営全体として効果的に機能しているのか、そこまで見越した政策が必要だという認識があるわけです。この部分は価格政策と所得確保政策の項に含まれているのですけれども、私はこの点にローテーションという観点から環境政策の要素が当然入ってくると思いますし、場合によっては地域政策的なことも入ってくると思います。つまり、ここはまさにパーシャルないろいろな政策が経営でどう統合されるかという点に関わるわけではありますが、農業経営の持続性なり所得確保に関わるものについては、総合的に経営レベルで一度集約して評価する必要があるのではないかと考えております。その場合に、品目ごとに行き渡る所得確保対策と、環境政策あるいは地域政策のウェイトの問題ということがある。中には価格が下がればその部分は全て環境政策や地域政

策といった別の政策に乗り換えればいいのではないかという、まさに所得補償的発想の環境政策なり地域政策を主張される方もあるわけですが、いろいろな理由から、私はそれは今の日本では適切でないと思います。価格ないし所得確保の部分が8割とか9割で、残りの部分を補完的に環境政策なり地域政策が補うというあたりが適当ではないか。また、これは伊藤先生のコメントにもありましたが、価格政策自体が輪作という観点から見てよい方向、よい農法に誘導するような形になっているかどうかというチェックももう一方で必要なわけで、特に畑作の場合には相対価格そのものが環境の観点からみて農法をよい方向に持っていけるかどうかを左右する力を持つ点が非常に重要であろうと思います。

それから条件不利地域の問題ですけれども、伊藤先生には私の読みづらい論文を読んで頂いて非常に感謝しております。お二方とも共通の部分をコメントされておまして、そこは私自身がもっと考え抜かなければならないところだと思います。条件不利地域の概念の問題については、まだ相当問題が残っていると思っておまして、今日の報告のMハンディキャップ、BCハンディキャップは引用された論文に含まれているさまざまな要素のうちの一つをもう少し詰めてみたということです。その他の点についても例えば比較優位という用語を使っておりますけれども、これについても、もう少し突っ込んで考えているわけでありまして。お答えするにあたって、少しこの点は区別しておきたいという点があります。一つは条件不利地域をどう理解し、またどう規定するかという問題、従って北海道の稲作地帯や畑作地帯がどういう意味で条件不利地域なのか、あるいは条件不利地域ではないのかという議論と、政策として、条件不利地域への支払いを適用する地域がどこであるべきかという政策の対象としての地域の問題を一応分けておいた方がよいということです。どの地域

もさまざまな条件が有利である不利であるという色々な色合いを見せるわけです。あるいは今の価格政策がどうこれから変化するか、この点でも地域のおかれた条件には、いろいろな違いがあるわけです。こういう複雑な面を持っているわけですので、条件不利地域の経済学的な概念規定の問題と政策の適用の範囲の確定の問題は、もちろんぜんぜん別ではありませんが、議論としては分けておいた方がよいと思うわけです。伊藤先生には私の書いたことを私以上に分かりやすく、説明していただいたわけです。確かにいろいろな面から条件不利地域の性格を論じているわけですが、そのいろいろな面は実は条件不利地域政策を行う根拠に関わる問題と、条件不利地域政策というよりもむしろ農業政策全体として考えるべき問題、さらに条件不利地域政策そのもののあり方を考えるという観点から切り口とすべき問題とに、私自身分けられると思っております。例えば都市近郊では土地の担保価値が高く、圃場整備も公共転用でもって費用は全て捻出できるというように、条件不利地域にとってはつらいところがあるわけですから、これはむしろ農業政策全体で考えるべき問題だと思います。あるいはコミュニティーの維持という切り口からの条件不利地域のある側面の摘出は、なぜ条件不利地域政策が必要なのか、そこに関わる問題だと思うわけです。そのうえで、私は条件不利地域の基準を置くとすれば、生産関数の違い、つまり自然のハンディキャップに着目するのが素直だと思うわけです。

それから、難しい問題として比較優位という概念と条件不利地域の関係があるわけです。お米という単一の品目について議論している場合はこういう問題はもちろん起こってこない。しかし畑作や草地型酪農を視野に含んだ議論になってくると、比較優位という観点が大事になると思います。これはもともと貿易論の用語で、一国の中で要素、特に労働の移動が自由である世界で比較優位の議

論は普通の経済学では成り立たないわけですが、私は労働の移動には相当時間がかかるという観点から、比較優位の議論もある程度成り立つと思います。あるいは、むしろ規範的な意味でこの地域には人が残って欲しい、地域社会が残って欲しいというように制度的に人を残す政策を行うとすれば、国境はないわけですが、人を残す前提のもとで一番合理的な作物の配置は何だろうかという意味での比較優位の議論はあり得る。比較優位に着目することでいろいろなことが明らかになると思います。一つは作物の立地が比較優位に即したものであるかどうかということは、政策を実行するコストの大きさに絡むわけです。もう一つは、先ほどお米について申し上げたわけですが、果たして今の作目の立地が比較優位に沿った適地適作になっているかどうか。特に過去の政策に引きずられて本来その地域で強みを発揮する作物立地になっていない可能性もある。こういうことをチェックする意味でも、私は比較優位という概念は条件不利地域の問題を考える場合にある程度役に立つと思っております。

伊藤先生が要素のモビリティということをおっしゃったわけですが、これは今の比較優位の議論と同じです。ただし、動学的な枠で考えるべきだとの御示唆なのだと思います。本来比較優位を持ち得るのだけれども、あるいはポテンシャルはあるけれどもそれをどう実現していくか、そこに立ち上がる制度的あるいは技術的な障害をどう除去していくかという文脈であるとすれば、10年、20年先の比較優位が何であるかという議論にもなるのではないかと。そういう意味では三島先生のコメントに直接答えているわけではないのですが、単品からの観点から見れば北海道の稲作も条件不利地域だという議論ができると思いますし、それから畑作も、その時々々の作物の価格条件にもよりますが、十勝や北見では労働当たりの付加価値量が、例えば都市周辺の施設園芸や

お米と比べれば低いという意味では絶対的に劣位にあるけれども、その地域では一番収益性が高いという意味で比較優位を持つ。ただし、絶対的には収益が劣るという意味では条件不利地域だという言い方はできる。

それから支払いの基準いかにというお話がありました。条件不利地域政策にせよ、あるいは価格のダウンに対する所得支払いにせよ、いずれも共通して問われることとしてわれわれが考えておく必要があるのは、価格が下がったとしてなぜそれに対して補填をする必要があるのかということです。これは当たり前でないかと言ってしまえばそれで終わりのかもしれませんが、例えば支払いに農場ごとあるいは農家ごとに上限を設けるべきか否か、あるいは伊藤先生はアメリカのこともおっしゃいましたが、ある年数を区切るべきかパーマネントなものにするのか、あるいは支払いの基準をドイツのハンディキャップ地域のように細分するのかどうか、こういう点を考える上で一番必要なのは、なぜ支払うのかということを押さえることだと思います。私自身に知恵があるわけではないのですが、一つは社会政策上の問題として所得を確保するという分配上の観点であります。こうなりますと1農場当たり上限を設けるということは当たり前で、必要がある限り続けるという意味で、期間はパーマネントということになるかもしれません。上限を設ける場合も1農場というよりもむしろ1人当たりにした方が福祉という意味では妥当だという議論が導かれる。あるいは、ハンディキャップを埋めるということではドイツの農業比較値のように豊度を細かく算定するという方法で補償することに意味がある。この場合には本質的には農場当たりの上限を設ける必要はないということになる。あるいは価格の変更に対して所得補償をする場合に、激変緩和措置という意味もあるわけですが、これはまさに経過的なものになる。もう少し長い期間支払うべきで

あるという根拠があるとすれば、それは従来の価格のセットのもとで行われた投資があり、これに対する回収が不能になるために、これを補償するという意味合いがあるだろうと思います。特に価格を政府がセットしているとすれば、そのもとで農業者はある長期の計画でもって仕事をしているわけで、それが変化したことによって投資のリターンが得られなくなるとすれば、そこを補償するという考え方がある。この場合にも農場ごとの上限という考え方はとられない。つまり、大きな農場であってもそれに即して支払われ、しかし年限は限られる。いくつか例を申し上げましたけれども、支払いの基準という場合、技術的なことは役所に任せておけばよいことです。問題はそこに至る基本的な理念をどう考えるかということで、減ったからそれを埋めるというのでは、これは何も言っていないに等しいわけで、その辺りの議論は学会レベルで詰めておく必要があると思うわけです。

【松木】私の方に伊藤先生から三点コメントを頂いたわけですが、最後の生源寺報告に対してというのは、まだ十分整理できておりませんので私気がついたところだけ、少しお話をさせていただくことにいたします。

第一点目の、長期輪作の必要性というのは確かに同感ではあるが、それを可能にする条件は何かというお話を頂きました。なぜ長期輪作はできないのということで、私が今日かなり大胆にお話しさせていただいたのは、何か新しい作物が入ってもそれに変わって抜け落ちていく作物があって、輪作の年限が伸びていかないということです。これは一方で規模の問題と当然絡んでいるのであらうと思います。例えば網走を念頭に置きますと、斜網の畑作三品の輪作というものは平均で言うと20～25ha くらいのところにあります。そうしますとだいたい一品目当たり7～8ha でまわして

いるということで、それぞれ甜菜、馬鈴薯、小麦の所得を合わせる形で生計が営まれているという状況です。ここに緑肥を取り入れてやっていくということになりますと、当然、所得減少が起きるわけで、これが何らかの形で補填されなければ緑肥を取り入れることは出来ないだろうと思います。そうしますと、一つは規模拡大をどのように誘導していくかが問題になると思います。今は土地はどんどん出てくるがなかなか引き取り手がないという状況です。これは10年ぐらい前ですと売買から賃貸に移行させる形で農地を流動化させるという状況だったのですが、それがあある意味で一段落ついて、どんどんそういう貸し手が出てきているわけです。ところが、貸し手自体が相当の年齢になって、例えば死亡するというようなことがあると、やはりまた売買で動かさなければならぬ局面が部分的に出てきては、また新たに一方で賃貸が起こるというような状況にあります。これまで農地の賃貸という形で流動化、規模拡大というような話をしていたのですけれども、売買も含めて農地の流動化、規模拡大条件をどう作ってやるかということを念頭に置かなければならぬだろうと思います。ただその場合でも農家が緑肥を作ったりあるいは所得の落ちる豆類を作るかどうか、そういう選好を行うかどうかというのはまた別の問題だろうと思います。例えば今入っている小麦の後作の緑肥ですとかそういうものに対して、いろいろ農協や市町村が各地で補助を出してやっていますが、農協職員と一緒に農家と話しますと、あれは一体いつまで続くんだという話になります。要するに種代や肥料代の補助があるからやっているのであって、それがなくなったら分らないというような認識なのだろうと思います。プラスの効果というのは一体どれだけ強く認識されているのか、それをやることによって例えば肥料代の節減効果を上回っているかどうかというようなことについては必ずしも深く考えられていな

いのではないかと思います。そういう状況の下では一年休みましようという話になると、これはすんなりと上手くはいかないのだろうと思います。緑地休憩を行うことに対して、他の商品作物を作った場合に期待される収益の分の補填をするという必要があるだろうと思います。その場合の考え方として、それが地代レベルで必要なのかそれとも所得レベルで必要なのかという考えがあるわけですが、最低のレベルとして地代レベルは補填されなければいけないだろうと考えています。この話と価格政策をやめて直接的な所得補償にしようという話は、私は同じ次元で考えて実は報告していたのですが、三島先生からご指摘がありましたように、これは少し分けて考えなければならぬ問題で、つまり現行の価格政策体系のもとでも長期輪作を進めるとするとそういう形での補助が必要なだろうと思います。その支出は何に依拠するかというと環境保全という話になるわけですが、ところがそれをしないことによっていかなる地域的な環境問題が起こるかという話になりますと、これは実はあまり根拠はないのかなという形で、どちらかという農法を転換させるという理念に基づいて政策的な支援を要求するようなことになるのではないかと今考えます。それから大豆についてですが、伊藤先生のご指摘のとおりでして、反収の動きなども事前に見てはいたのですけれども、だいたい1955年ぐらいからとって参りますと、馬鈴薯、甜菜でいうと反収は2倍以上の伸びとなっていますが、大豆でいうとほとんど変化がありません。このためで価格政策の問題として指摘されたパリティのもとで作物間の価格差が拡大したということはあったのだろうと思います。その意味では収量を上げていかなければいけないわけですが、大豆の反収を高めていくというような技術的な研究が北海道全体としてあるいはそれぞれの地域レベルで行われてきたかという、行われていなかっただろうと思います。技

術的対応に関してはこれからかなりやっていかなければいけないだろうと思います。現に北見農試を中心とするプロジェクトが網走の方で行われていますし、そういうところでこれからどういう成果が出てくるかというのに期待せざるを得ないというのが私の認識です。

それから二点目の畑作に対する直接補償のあり方ですけれども、先ほど生源寺さんの方からそれに関わるお話が少しあったわけですが、私も今後もし直接補償に持っていくのであれば、経営単位とする方向でその仕組みを考えていくべきではないかと考えております。ただ、それが上手くいかないということになれば品目ごとということになり、その基準は単位面積当たりという形になってくるのではないかと思います。単位面積当りに必要とされるであろう売上高から実際の価格、売上があった分の差額分に相当するような額を支給するというような必要が出てくるのではないかと思います。それを行うときの問題は、そのもとでの技術進歩なりコスト低減の誘導の装置をどう取り入れるかということだろうと思います。例えば現行年金制度下での高齢者就業のモラルハザードの発生が指摘されています。つまりあまり働くと年金がもらえなくなるので止めるとか、あるいは定年退職後にすぐ働くと長年かけてきた雇用保険がもらえないのでとりあえず職を探している様子をしつつ、保険給付が終わってしまうと求職活動もしないというようなことがあります。あまり手厚い保護であれば、例えば小麦ですと内麦と外麦の価格差から生ずる部分を、直接現行の水準で所得を補償するというような仕組み、つまり価格だけはどこかでみてもらえるし技術進歩がなくても将来的に補償してもらえるということであれば、これはそういうモラルハザードの懸念というのはあるのではないかと思います。これに関して具体的にどういうものがよいのかということになりますと、私としてもすぐには上手い仕組みを

考えづらいですけれども、そういうことを考えておく必要があるのではないかという気がしております。

三点目の生源寺報告についてどう思うかということですが、三島先生の方からもお話がありました。畑作の位置づけということに関しては相当考慮されて条件不利地域に入るような仕組みを考えていただいているのではないかという感想を持ちました。と言いますのは、十勝と網走を比べると、網走にいますと畑作地帯の条件不利地域というのを実際に見つけることができるわけです。波状丘陵で沢地地形でありますから、上流部の方に入っていきますと条件が不利なところがありまして、自治体なり農協の中ではそういう特定の集落などが条件不利地として想定されています。それは平坦な、例えば十勝の帯広周辺や網走でも波状丘陵のかなりなだらかなところなどと比べたイメージです。ところが、畑作全体が条件不利地域かということ、先ほど生源寺さんの方からは比較優位というものを政策理念においた上で考える必要があるのではないかというようなお話もありましたが、現実としてここが条件不利地域なのだというイメージを広く国民に伝えることは難しいのではないかと思います。条件不利地域というよりも畑作の場合には、やはり基幹とする作物自体が日本の食料政策の中で小さな位置づけになっているということがありまして、極端な話をするとその条件の不利な地域がなくてもいいと思っている人が結構いるかもしれないというような、そういう条件がまさに不利なのだろうと思います。その中で畑作を残していくためには、実際に食料政策なりなんなりでの位置づけというものを議論するのが実は正道ではないかと思います。私の報告は環境によい持続的な畑作農業をするのでなんとかして下さいという報告になっているのですが、本来はそうではないかなという気がしています。ひょっとすると環境政策なり条件不利政策の枠の

中に入ってこない部分がやはりあるのではないかということです。これは生源寺さんに答えていたきたいというより、私がそういう感想を持ったということです。

【荒木】私に対するコメントは、それぞれ三点ほどありまして、それから伊藤先生の方から一点、生源寺さんの見解に対してのコメントということなのですけれども、まず第一点目の私が勝手に出しました「家畜稼働生産性」というもので、これは会長の増田先生からも測定をどうするのだというご意見があったわけですが、この概念はあくまでも労働生産性を補完するないしは隠れた概念であろうと私は思っております。こういう問題意識は以前から持っておりまして、私が滝川畜試で見た光景は牧用犬が100頭ぐらいを一気に見事に動かしているというものでした。ニュージーランドに行きますと必ず牧用犬がトラックの後ろに乗っています。そういう動物を有効に使うということです。例えば天北の池田さんは、集約放牧で有名な方ですけれども、その方は育成段階からかけ声をかけて集まるような工夫をして、放牧している牛を集めています。そういうことをしないとどうということになるかと言いますと、ニュージーランドでもよく見かける光景は、バギーモーターサイクルというもので牛を追回して集めるということになるわけです。その辺の動き、時間といったものを掌握すれば計測ができるのではないかと思います。ラフな計測でいきますと、集約放牧に転換した農家の相対的な労働時間を計測して計算ができるのではないかと思います。そのところについては私もどういうふうに計測するのかという具体的なお答えの準備をしていませんでしたので、いろいろとフロアの方も考えていただきたいと思います。

それから第二点目は、集約放牧をした場合に供給力が落ちるのではないかというご指摘だったと

思いますけれども、いろいろと新技術を導入していく場合に、それをダイレクトに入れて失敗する場合は酪農でも非常に多くみられ、問題となっています。新技術を経営の中に位置づけた場合どうなのかという、日本型の集約放牧というのがこれから模索されないとまずいですし、各農家も自分の条件にあった入れ方が必要ではないかと思えます。例えば今年日本農業賞を受賞された十勝清水の出田さんは、一時期は9,000kgを搾乳していましたが、9,000kgでは少し負担がかかるということで今は8,000kgの乳量で、牛舎なしで冬場も雪の上に放牧ということで、全くのニュージーランドスタイルでやっていらっしゃいます。その方の高い乳量は集約放牧に粕類を使うことで実現されており、おそらく北海道の酪農は草だけでは無理で、プラスアルファの濃厚飼料なり粕類を使って今の生産力の水準を落とさないような集約放牧のやり方が模索されるのではないかと思います。それと同時にこういう新しい農法を入れていく場合に、例えば、ダイレクトにアメリカの技術を導入していったって現在スチールサイロなどは使われていないという新酪での失敗のように、農家を実験台にするのではなく、もう少し試験研究機関あるいは国や道がモデル農場を作って低コストの可能性を追求し、それを農家に提示していくということがコストを下げっていく方策につながっていくのではないかと思います。それから先ほどは言わなかったのですが、集約放牧型の適用として、一つは地域複合ということがあります。これは最近の糞尿問題、環境問題とも関わってくるのですが、最近の統計ですと水田に投入される堆肥の量が非常に減ってきています。これは松木さんの報告にもありましたが、地域の耕種と畜産のバランスが相当崩れてきているということだと思います。耕種地帯に農場制を導入して堆肥を供給していくという観点からも、集約放牧が適用できると思います。それからもう一点は、生源寺さんの報告とも

関係するのですが、条件不利地域のタイプ3について、そこはターミナル的な処置になるのではないかということでしたが、これまで府県の条件不利地域でかなり無理をして水田が作られ、そこに膨大な公共投資が行われてきて、結局それが水田イコール票田になってきたわけですが、そういうところの土地利用のあり方を畜産的な土地利用という格好でやっていけば農地が保全できるのではないかと考えています。そういった面からも集約放牧を活用していくことが有効な手段になると思います。

それから第三点目として、リース農場制を導入していった場合に運営主体を誰がやるのか、公社や農協では無理ではないかと言われましたけれども、実は私朝日新聞に投稿しまして、そこでは株式会社ということを出しておまして、これをストレートに主張していきますとおそらく農業経済学会から追放されるのではないかと思いますけれども、そこで私が条件を付けたのは具体的には苦東の利用ということです。そこは農地ではないわけですが、そういうところで株式会社に積極的に入ってもらって、ないしはこれから未利用地が出るかと思いますがそういうところで活躍していただければと思います。ただ第3セクターにこういう運営主体を任せますと、失敗しているケースが多くあるわけです。ですからあくまでも自己責任を持っていただけるそういう運営主体にお任せするのが妥当じゃないかと思います。そういう意味では士幌町農協がリース農場をやっておりまして、これは20年になりますけれども、非常に上手くいっているケースではないかと思えます。ですから農協でも運営能力はあるのではないかとということで、士幌町のケースは格好の材料になるのではないかと思います。

それから四点目の生源寺さんの報告に対してということですが、私はこれまでの産業政策としての農業政策の中に、相当社会政策ないしは福祉政

策といったものが混在化していたのではないかと思います。例えば具体的にタイプ3あたりはまさに社会政策ないしは福祉政策でないかと思います。例えば今騒がれております定年帰農というのはまさに雇用問題としての社会政策になるのではないかと思いますけれども、そういう政策の分けをもっとはっきりさせていく必要があるのではないかと思います。それから三島先生からご質問のあった件ですけれども、市場原理でいいのかということですが、これにつきましては確かにWTO体制というのは不備があって、これは輸出国側の論理が押しつけられたという経緯があるわけですが、私も北海道農業経済学会としてそういう不備をきちんと指摘していくと同時に、これから条件変化が起きて来るであろうことを想定して方策の提起をしていかないとまずいだろうと考えています。その点では生源寺さんと同じような考えを持っております。以上です。

【吉田座長】 質問が三人の方から出されております。総合討論の時間が若干少なくなりますので、手短に回答していただくということでご容赦願えればと思います。その前に私に対してのコメントですけれども、これについても簡単に答えさせていただくということでご容赦願います。二点ほどございまして、一点目は先ほど生源寺さんの方で関連事項を説明していただきましたけれども、誤解を受ける表現を使ったことについてはお詫びしたいと思います。私自身も例えば条件不利地域政策については英国の山岳地帯を対象にしてスタートし、しかもEUの加盟にあたっての一つの大きなCAPの政策をスタートさせるきっかけであったということは承知しております。ただ、ウルグアイラウンド交渉の経過の中でこういう条件不利地域政策あるいは環境政策というものが、一つの体系的な施策の中に組み込まれていくプロセス、こういった一つの転換点があったのではないかと

いう理解で使ったつもりですけれども、もし誤解を受けるとしたらその点についてはご容赦願いたいと思います。それから二点目ですけれども、市場原理の活用の問題とそれに対応した所得対策、この導入を前提として例えば地域環境政策の問題を取り上げるのはいかななものかという部分に当たろうかと思いますけれども、これについては私としては前提としたという理解には立っておりませんけれども、調査会の答申の内容というのは確かにその通りになっています。ただそれについては具体的な政策のアクションプログラムを作っていくプロセスの中で具体化されていく可能性があるわけで、その点についてはフロアの方からの活発な意見を通じて、地域政策、環境政策あるいは所得政策、経営安定化政策との絡みの問題を総合討論の一つの柱にさせていただくというふうなつもりでいたところです。そういうことでご容赦いただければと思います。

それでは質問票が参っておりますので、一つは宗谷支庁の小丹枝さんから荒木さんに質問事項がございます。小丹枝さん、質問票を荒木さんに渡してありますので、フロアの方に分かるように質問をお願いします。それから合わせて釧路北部地区の普及センターの横山さんから荒木さんに質問票が出ております。横山さんも後ほど簡単に質問について説明して下さい。

【小丹枝（宗谷支庁）】 二点ほど荒木先生に質問したいのですが、一点はニュージーランドの酪農経営の紹介の中で、生産ステージと乾乳ステージに分けるというお話がありましたが、全ての農家がそのように冬に乾乳期を設けてしまいますと冬はフレッシュな牛乳が飲めないのではないかと思います。その辺はいかななものかというのが一点目です。

もう一点は、北海道の天北地域でコストをかけないような集約放牧を導入している農家が何軒か

あるわけですが、なかなか上手くいっていないという農家が多いというのが現状かと思います。というのは、濃厚飼料を与えていた牛を再び放牧主体の牛に切り替えるという作業が前提としてあるわけですが、濃厚飼料を一度与えてしまうと牛はなかなか草を食べてくれないと農家の方はおっしゃいます。そうこうしているうちに乳量が下がって経営が悪化してしまい、結局濃厚飼料を与えなければならぬのかなという傾向が見られるのですが、北海道の中で上手くいっている事例があれば紹介していただきたいというのがもう一点です。お願いいたします。

【荒木】 まず一点目ですけれども、ニュージーランドは季節的に生産する Seasonal Supplier と年間通して生産する Town Supplier というのが二つ存在しますが、9割以上は Seasonal Supplier ということになります。北海道全域がそういうことになりますと今おっしゃられたことも考えられますが、そういうことには急激にはなっていないだろうと思います。Seasonal Supplier の利点というのは何かと言いますと、冬期間に休養期間があるということで、これでニュージーランドあたりは2～3週間ホリデーを楽しむということになります。それによって酪農自体が非常に魅力ある職業になっているというメリットがあるのではないかと思います。

それから第二点目の上手くいっていないということで、これは先ほどの技術を導入する際に自分で消化せずに、全く受け売りで技術を導入してしまうということで、当然いろいろなところで問題が出てきております。マイペース酪農などでもそういう問題が出てしていると聞いております。飼養方法を変えていくというのは短時間で出来るものではなく、相当準備期間が必要だろうということと、それなりの技術の蓄積なり技術をマスターしていくということが必要だろうと思います。北海道で

いろいろな技術指導が行われて、特に濃厚飼料を多給した高泌乳酪農技術よりも、むしろ草地を有効に利用していく方が高度な技術が必要であると言われております。これについては北農試を中心に集約放牧マニュアルの本が最近出てきておりますので、そういったものを農家の方が活用して経営改善をしていくことが必要であると思います。それからよく言われるのが北海道の牧草は牛が食べないということですが、それはなぜかということはいくつか指摘されています。特に今ニュージーランドやオーストラリアから来ているコンサルタントが指摘しているのは、微量要素が非常に欠乏しているということです。そういう土壌条件のきちんとした把握なしにとにかく草の生産量を上げる、牛の食べない草をたくさん作っているという指摘があるわけで、土から草、そして牛という全体を考えた技術指導が必要になってきていると思います。

【吉田座長】 それでは横山さんお願いします。

【横山（釧路北部地区農業改良普及センター）】 荒木先生の今回の発表を聞かせてもらいまして、大変勉強になりました。ありがとうございます。そこで二つほど先生にお聞きしたいことがあります。まず第一点です。7ページの最後、農場制酪農に向けた新たな取り組みで、課題の四番目ですが、コンサルタントレベルのことを書かれています。実際に先生はニュージーランドで、向こうのコンサルタントをご覧になって、どう思われたかが一つです。

もう一点ですが、市場原理と保護政策の両立の中で酪農家のコストを下げる方法ということが書かれています。その中で酪農家のコストを分けてみますと、酪農家自身が抱えられるコストと地域が抱えられるコスト、あともう一つ関連企業が抱えるコストに分けられると思います。そこで実際

にニュージーランドの事例を踏まえて、酪農家以外のコストを下げる方向性と、併せて新政策ではどのようなことが求められているのかということをお教えいただきたいと思っています。

【荒木】 三点ほど質問を頂きましたけれども、ニュージーランドは行政改革を行うまでは政府機関の普及組織もありました。しかし、行革で有料制にしたのですがそこでの需要がなくなりまして、事実上公的な普及システムは崩れています。そこに替わってニュージーランド・デーリイボードの普及システムが今主体となっています。そこでのやり方は、定期的に酪農場にワーカーやシェアミルカーなど（10代、20代、女性もいる）に集まってもらい、普及員が司会をして参加者でディスカッションするというものです。このように競争はするのですがお互いに協力し合う、普及員は技術を押すのではなく参加者でディスカッションしてよい方向を見いだしてもらうというやり方です。ですから向こうのコンサルタントはそういう場を提供する仕組みを作っていくことが基本です。当然そこには専門のコンサルタントを呼んでレクチャーをしてディスカッションします。また、そこには場合によっては政府の高官もたまに来て農家とディスカッションしており、向こうの政府の姿勢は非常に低く現場に密接していると感じました。また、さらに問題があって対応できない場合には料金を取る専門のコンサルタントが配置されています。専門のコンサルタントは自分の稼ぎに合わせて収入が増え、人気のないコンサルタントは淘汰されていくわけです。このようにディスカッショングループでもコンサルタントを呼んで参加者にアドバイスしますし、個別的なところは専門コンサルタントが対応するという二段構えの対応になっています。

第二点目は地域体制のコスト、関連産業のコストをどうするかということで、おそらく農協やコ

ントラクターにかかるコストのことかと思いますが、ニュージーランドは非常にコントラクターが盛んです。酪農家は基本的に機械をそんなに所有せず、ほとんど自分の余分な作業はコントラクターに委託しています。コントラクターは株式会社、個人、農家がそれぞれ行っており、それらが競争する中でコストが下がっています。ニュージーランドでは農協というものがなく、各農家が自分で判断してできるだけ安い資材を民間商社から調達するため、そこでも競争が行われています。

第三点目で新農基法の対策としてどうすべきかということで、私はウルグアイラウンド対策の6兆円が補助金のばらまきになっていて、有効に生かされていないのではないかと思います。そういうものを北海道農業なり日本農業の基盤強化ということで、先ほど言いましたように農地の集団化といったことにもう少し集中的に投入すべきではないかと思います。というのはこのままの状態であれば、ニュージーランドやアメリカの農場制農業に対して、日本は分散した農地で農業を行っていくことになり、コストの差は絶対に縮まらないわけです。ですから生産基盤を強化して外国の農業に対抗できるような施策が必要ではないかと思っています。

【吉田座長】 もう一点ありますが、なるべく簡単をお願いしたいと思います。フロアの方からのご発言もしていただきたいと思いますので、回答者も簡潔にお願いします。三人目はフンボルト大学の都築先生の方から生源寺さんと松木さんに質問が来ております。都築さん簡単にお願いします。

【都築（フンボルト大学）】 日本の農業政策は戦前の1800～1950年代にかけて、日本もドイツも穀物を中心にした価格政策と増産政策を行ってきました。第2次世界戦争に入ってその間国民の食糧確保はだいたいできていました。敗戦後数年非

常に困難な状況になりましたが、戦後農地改革が日本でも行われまして、ドイツでは麦の生産が150%ぐらいの自給率になり日本の米も120%ぐらいの自給率になりました。このように農業の増産政策は戦前も戦後も貫徹されたと思いますが、問題は戦後ドイツでは構造政策や環境政策を農村の農業政策と社会政策にセットにして行ったのに対し、日本では増産政策は上手くいきましたが構造政策は上手くいっていないということです。具体的には例えば規模の拡大もできていないし、インフラの整備は若干できておりますがそれ以外はあまり進んでいません。北海道の農業というのは、ほぼ南ドイツの経営の条件に近いわけですが、そのような北海道においてこれからどういう農業政策が本格的に展開されるべきなのか、北海道からも提言していかなければなりません。農政学的な立場から報告者のお考えをお聞きしたいと思います。

【生源寺】構造政策ということに限って私の考えを述べたいと思います。今度の基本法に向けた答申も大きな流れとしては構造政策をさらに進めるという格好になっています。これは都府県の土地利用型農業、とくに稲作を念頭に置けばもっともののですが、北海道についてはそのまま当てはまるとは思っておりません。過去の規模拡大のスピードを比べてみますと、北海道はEUよりも多少早いスピードで規模拡大を達成してきましたが、都府県はEUの半分以下のスピードで非常に遅かった。そういう意味でこれ以上北海道について構造政策にドライブをかける必要があるのかどうかを考えてみる必要がある。この議論は北海道と都府県で違うとか、作目によって違うと言ってしまうとそれまでですが、むしろ問題は構造政策の目標、構造政策はそもそも何のためにやるのかという点にあると思います。今の日本の農業の状況から言いますと、若い人が一生懸命やろうという気が起

こるようなサイズの経営を確保することがまず第一であって、それがおそらく結果的には国内でベスト、つまりこれ以上コストを下げるができない最小効率規模の実現につながる。構造政策つまり規模拡大を自己目的にする必要は全くない。へたに構造政策にドライブをかけるような政策を押し進めると、肝心の担い手をダメにしていまい、元も子もなくなることも考えられる。そういう意味では、北海道で規模拡大にさらにドライブをかけるということは主要な課題にはならない。むしろ、いろいろな形に政策が専門化されてくるわけですが、そんな中で健全なバランスのとれた経営ができるような形に政策パッケージをどうセットするかということにポイントがあると思います。

【松木】質問紙の方を拝見しましたら北見地区における代表的な作付順序というのが第一点と、冬小麦の増加要因というお二つのご質問でした。作付順序は北見周辺ですと甜菜を作りまして翌年に馬鈴薯（生食用がほぼ100%）、その後秋まきの小麦、緑肥をまく場合はこの秋まき小麦のあとに入れるという形になっています。あと、たまねぎも一つの基幹作物ですので、農家によってはたまねぎを7～8年作って一般畑に切り替えないしは小麦を作るという傾向がありますが、病気がつくのを嫌って、たまねぎの畑には馬鈴薯は植えないようです。また斜網の方では同じ三作でも馬鈴薯が澁原になりますので、甜菜を作ったあと澁原用の馬鈴薯を作りまして、早堀りの後は秋まきの小麦、秋まきの小麦をまききれなかったところには契約栽培の大麦（ビール麦）を作っています。

それから冬小麦の増加要因につきましては、一番大きかったのは1970年代における価格の上昇で、それを受けて生産体制とりわけ集団収穫体制が整備されて労働時間が1haあたり2時間台となり省力化が進んだことが大きかっただろうと思います。それから80年代に入りますとチホクが

出てきまして非常に高反収、網走の方では10俵や12俵というような反収を記録する地域が出てきたことがあります。それから80年代の後半に入りますと馬鈴薯と甜菜に関して生産量規制がきつく働きましたので、1985～1987年頃にかけてそれから逃げる形で秋小麦が増加したということがあったと思います。

【都築】例えばドイツ、ヨーロッパを見ていると、直播－コンバインで収穫できる作物が非常に増えていて、それ以外の作物は非常に減っています。農業技術の発展の中で生産力、労働力の観点からヨーロッパでは主要作物が急速に変わってきているわけです。北見ではそういう傾向はないのでしょうか。

【松木】小麦にもっとシフトするのではないかということですか。

【都築】小麦というよりコンバインで収穫できるものです。これは直播できますので面積が大きくてもできます。その反面手間のかかる作物は労力が不足して面積が減ります。実際に十勝では小麦が増えて甜菜や馬鈴薯は増えていないのですが、そういうことはありますか。

【松木】その点で言いますと、資料として示しました図1、図2がそれぞれ十勝と網走ですが、小麦が増えていて馬鈴薯と甜菜については横ばいあるいは減少ということだろうと思いますが、それが作り易さというより、一つは甜菜や馬鈴薯については生産の上限を設けているという政策的な問題があるわけです。それから小麦の導入のし易さという面は確かにそうでして、集団の収穫体制ができておりますから規模に対して収穫コストが不変で、かなり大きな技術を分割して持っているので何haの作付でも可能になっているということ

があります。畑作農家が何か増やそうということになると小麦という選択が一番多いとは思いますが。ただ最近はやや小麦も減ってきているわけで全体として普通畑作物が縮小してきているというのが網走ないしは北見近郊の現状だと思います。

【吉田座長】現在4時をまわっておりますが、一応4時30分を目処に総合討論を続けたいと思います。私の方で柱を事前に考えましたけれども、もう時間がございません。それでフロアの方としても若干ストレスがたまっている部分があつてぜひ発言したいという方もおられようかと思ひます。そこで当面私の方で今日のお三方の報告をお聞きして、北海道の畑作、酪農は地域政策、環境政策をどのような形で受け止めるべきか、その点になるべく焦点を当てながらご意見をいただきたいと思ひます。それでは早速フロアの方でどなたかおられますか。

【長南（北海道大学）】私自身も環境という言葉がこれからキーワードになるだろうと思ひているのですが、一番重要な点は農業が環境をどの程度害しているかという認識が、特に東京の方でどの程度お持ちなのかということです。水田の場合ですと環境に優しいと宣伝しているわけです。そういった意味で今日議論された畑作や酪農についてどの程度の認識でもって語られているのかということです。調査会の答申で環境と調和した持続的なものに改善するということを高らかに宣言したわけですが、どこで協調点を見いだすかというときに、農業内だけで話しているため説得力に欠けるのではないかと思います。例えばヨーロッパでは具体的に飲料水に窒素が混入するとか魚が死ぬとか、農業が明らかに負荷をかけていることが明瞭です。そういった面で北海道は人口密度が低く、畜産が最近問題にはなっていますが、パンチのなさといいますか、われわれが新しい方向に

向かっていこうとするときに一体誰に向かって農業独自の施策をとっていくのかということが、今日の議論を聞いても不明ではなかったかと思います。私自身がこの問題を抱えておりますので何かご意見があればお聞きしたいと思います。

【吉田座長】 報告者のみなさんどうでしょう。

【生源寺】 調査会の答申の中でもプラスの面とマイナスの面に触れられておりますが、率直に申すと、特に農村部会がそうですけれども、プラスの面を強調する議論が多数を占めている状況です。負荷の方については委員の方からというより、事務局の方からかなり懸念があるというトーンの問題提起がされている。日本の農業の中にもかなり環境に対する負荷がかかっているものがありますし、ここ数年急速にそういう問題に対する認識が高まっている。この傾向はこれから先も続くという前提の下で、農法そのものについて思い切った転換を図る必要があるということです。また、消費者団体の中にも、農業の環境に対する負荷に対して関心を強く持ち始めている流れがあります。ただ、調査会の場合でも、具体的にどういう農法が望ましいかということについてはそんなに深い議論がされているわけではありません。むしろこれからの問題として、準備を早くしておかなければならないという意味合いで捉えた方がよいのかもしれません。

【吉田座長】 他にございませんか。

【柳村（酪農学園大学）】 最終答申の中では直接所得補償という用語が消えて直接支払という表現に変わっていますが、研究会報告からずっと見ていきますと、徐々に政策目標としての所得均衡という位置づけが希薄になり、最後には消えてしまったという印象を持ちます。これに関わる

調査会の議論について教えていただきたいと思います。

【生源寺】 中間取りまとめでは直接所得補償という言葉を一カ所だけ使っていたと思います。どういう文脈で使っていたかといいますと、E U型の直接所得補償を日本に導入することは是非かという形、いわば引用するような形で使っておりまして、直接所得補償について調査会としてコミットするという意味での使い方はされていなかった。所得確保対策という言い方も中間取りまとめにはない。経営安定化というようなやや曖昧な形になっていたわけです。これはいろいろな意味がありますが、答申作成にさいしては、大蔵省との詰めも背後で同時に進行する形で文章を作っていくわけです。そう意味で中間取りまとめの段階では予算措置に直接結びつくような表現は避けられていた。ですから言葉遣いの変化はそれなりに意味はありますけれども、その時点では詰め切れていないということもありますので、政策の方向自体がぶれたというふうにはあまりお考えにならない方がよいと思います。また、最終答申の直接支払いという表現についてですが、私自身は所得補償よりも前向きといいますか、好ましいと思っております。表現が変わったわけですが、調査会としてこういう方向がよいとはっきり書いたことは、よそから引っ張ってくる形で所得補償という言葉を使っていたのと比べて、むしろかなり踏み込んでいっていると思います。所得確保対策という言い方も同じです。そういう意味では財政当局として相当抵抗感のあるところまで踏み込んでいます。実際どれくらいの財政的措置ができるかについては、まさにこれから政策資金の配分をどう見直すかということにかかっていると思います。

【吉田座長】 他にございますか。是非積極的に発言いただきたいと思います。

【米内山（米内山農村研究所）】荒木先生に二点あります。第一点は、政策がらみで最近EU諸国、アメリカでみられるように、糞尿処理問題等に対応して酪農、肉牛、養豚などの農場開設に関わって「土地と家畜のバランスに関する農場開設規制」をするような動きが、先進諸国では一般的であると思いますが、このような動きを日本はどのように受け止めたらいのかということです。

第二点は、私も今年NZ北島の見学を通して、Sheep FarmやBeef Farmの後退を背景に、いわゆるGrass Landの荒廃・ブッシュ浸食の現実をみて、100年の歴史をもつGrass Land Farmingの後退局面と実感しました。南島ではどうなっているのか、全体としてNZ農業がどう展開していくのか、についてご見解を承れればと思います。

【荒木】おそらくこれからヨーロッパあたりの基準が日本に入ってくると思いますし、先ほどからいろいろ話が出てきていると思いますけれども、ドイツあたりではもう土地と家畜のバランスが厳しく規制されています。それから以前ノルウェーに行ったときはサイレージの廃汁まで規制されておりまして、いずれはその辺の数字が設定されてくるのではないかと思います。その辺は生源寺さんの方が動きを把握されているのではないかと思います。

第二点目は、ニュージーランドのSheep Farmは補助金の恩恵が一番受けていたところでしたがそれがぱったり切られまして、ニュージーランドの条件の良い平坦なところは、先ほど紹介しましたタスマン農業会社がこれを買収しまして農場に転換しています。条件の良いところはそうのように変わっていつていきますけれども、北島のように傾斜地の多い条件の悪いところはそういう転換が上手くいつていないのではないかと思います。南島では、綿羊地帯は乾燥地帯ですので、酪農家が井

戸を掘りましてかなり大規模な灌漑をやって牧草の生産を維持しています。

【吉田座長】若干コメントの伊藤さんに対する回答の補足を、最後に生源寺さんの方からお願いしたいと思います。そのほか何かございますか。

【細川（帯広農業高校）】生源寺先生のレジュメの結びに、当たり前の事柄の重要性ということで、北海道の農業生産者と、全国の生産者と、それから消費者との理解ということが載っておりまして、次のページに真に必要な人と地域に施設を集中するのであれば、また、それが透明な政策プロセスを経て行われるのならば、国民の支持を得るには十分なはずだと書いてあるわけですがけれども、日本では十勝のように経営効率がよく大規模にやっている人が少ないわけで、その少数派の意見をどうやって国民に理解してもらえばいいのか、どのように訴えていけば理解が深まっていくのかということについて、何かアドバイスがあれば教えていただきたいと思います。

【生源寺】誠心誠意議論をすることに尽きると思いますが、学会のレベルでは少し距離を置いて物事を整理することが大事ではないかと思います。北海道は全国の中ではどういう位置にあり、従ってこういう要望があって、これは合理的な政策だということのように考えることを心がける必要があるように思います。「俺が俺が」というよりも日本農業全体を見渡して提案していくことが大事だと思います。

確かに今の政策形成の過程では、北海道のように票としては小さいところの意見が反映されにくいのは事実だと思います。ただ今回の調査会の議論のやり方には、そういうところを公明正大にと言いますか、ガラス張りで議論して国民に判断してもらおうということがあったと思います。この

ようなスタイルの中で、農業としてのウェイトは高いけれども票のウェイトが小さい地域の国全体からみた意義を理解していただけるのではないかな。ついでに申しますと、私は農業団体のあり方を一つの方向として提起するべきではないかと思えます。これは、北海道と都府県というような分け方ではなく、農協自体、50年前に全ての農家が同じサイズで同じ作物を作っていることを前提にしてできた組織で、非常に等質的なメンバーを前提にした運営がされてきているわけです。しかし現在農村は非常に異質化しており、その異質化したメンバーの中での農協のあり方を、もう一度きちんと考え直してみる必要があるのではないかな。その一つの応用問題として地域によって政策が違う形になることについて、お互いにそれはそれでいいのではないかなという合意ができれば一番望ましい。ただしこれは私の報告の中でも申し上げましたが、切り出し方によっては無用に農業界に亀裂を持ち込むというおかしな話になりますので、ここは非常に慎重に、それこそ正攻法で議論するのが一番かと思えます。

【吉田座長】 どうもありがとうございました。時間もそろそろになりましたけれども、もう一方ぐらいどなたかいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、生源寺さんお願いします。

【生源寺】 変異係数の話は非常に興味深く伺いました。上伏古だったかあるいは芽室全体だったか、センサスの分布から同じような変異係数を推計すると、80年ぐらいまでは縮小傾向にあったという記憶があります。規模を平準化する何らかのメカニズムがあったのだと思います。ただその後拡がっていることについては、私自身興味のある問題ですが、そこについての判断に関しては何とも言えません。

全体として環境技術に関しては公共的な部門で

それを引き受けるというのは、一つの流れとしてあるかと思えます。ただこれは開発する環境技術の経済的な性格と環境政策そのもののタイプにも依存する。ある種のものについては私企業による供給ということが考えられると思えますし、あるものについては政府ということになる。ですからむしろ環境技術の経済的性格をよく考えてみる必要があると思えます。それから今日の議論全体に共通することですが、環境への負荷という基準でもって、合理的な農法というものについての何らかの共通の認識ないし通念があると思えます。私の報告の中で、これまでは技術の経営経済的な評価が求められてきたけれども、これからはむしろ経済の技術的な評価が求められるという言い方をしました。それは例えば線形計画をイメージして申し上げれば、今までは所与の価格環境のもとでどういう作物のコンビネーションが一番いいかという話をしていたわけですが、これからはこのコンビネーションの範囲内に収めるにはどういう価格設定なり直接支払いをセットすべきかという形で問題がたてられる。それが例えば限られた財源という制約のなかで最善であるか否かというような問題の立て方が求められているのではないかな。分かりやすいということでLPをイメージしましたが、これはもっと一般化できる論点だろうと思えます。

【吉田座長】 それでは時間になりましたので、一応ここで終了したいと思います。座長の方としては下手な集約をするよりも、集約しない方がよいだろうと考えております。今日は三人の方の報告、特にテーマであります北海道の畑作、酪農の今後の進路と地域政策、環境政策とはどういう関わりを持っているのかというようなことで話題提供いただきました。実際にこれからの北海道の畑作、酪農を考えていくときにこの地域政策なり環境政策というものが、今後具体的な形で現れてこよう

かと思います。そうした場合に北海道農業の進路を決めていくときに、この地域政策なり環境政策というのは今後どう具体的に受け止めていくべきなのかということについて若干意見交換をさせていただきました。また、十分足りないという問題がございますけれども、その点については是非それぞれの持ち場に帰って改めてこの点について多くの関係者と論議していただければと考えております。以上で座長としての簡単な集約にさせていただきます。本日は熱心なご論議どうもありがとうございました。